

島田市民会館機能再生等に係る民間資金等活用事業基本調査業務委託 特記仕様書

1 適用

この仕様書は、島田市（以下「甲」という。）が発注する「島田市民会館機能再生等に係る民間資金等活用事業基本調査業務委託」に適用し、業務等の内容及び受託者（以下「乙」という。）が遵守しなければならない仕様を示すものである。

2 履行場所

島田市行政経営部財政課資産経営担当（島田市中心街1番の1）他

3 履行期間

契約締結日から平成30年2月9日までとする。

4 委託業務の目的

本業務は、島田市の文化創造の拠点施設整備等に当たり、施設整備・運営のあり方等の検討及び当該事業へのPFI等の公民連携手法の導入可能性を検討することを目的とする。

5 成果品

- (1) 調査報告書冊子（A4判／図面等はA3折込可／カラー） 50部
- (2) 調査報告書概要版（A4判／カラー／4～8ページ） 100部
- (3) 成果品(1)(2)の電子媒体（Word形式及びPDF形式／CD-R） 2枚

6 その他業務運営上の要件

(1) 実施体制及びその報告

乙は、実施体制について、総括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。また、その実施体制については契約締結後、甲に報告すること。

(2) 年間の業務実施工程の作成

乙は契約締結後、年間の業務実施工程を作成し、甲に提出すること。

(3) 協議に関する報告書の作成

乙は、業務に関し甲と協議したときは、報告書を作成し、甲に提出すること。

(4) 業務完了報告書の作成及び提出

乙は、業務の実施後、業務完了報告書を作成し、甲に提出すること。

(5) 契約後の業務

本業務の実施に際しては、担当者との連絡を密にし、本特記仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合等、業務の遂行に支障をきたすおそれがある場合は、速やかに甲と協議し、その指示に従うものとする。

7 契約に関する条件等

(1) 再委託の制限

乙は、本業務の全部を再委託若しくは請け負わせてはならない。

(2) 成果品の利用及び著作権

本業務で履行した内容はすべて甲の所有とし、甲の承諾なくして使用してはならない。また、成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）等すべての権利は甲に帰属するものとする。

(3) 機密の保持

乙は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、十分に留意すること。